

# 「令和3年度愛媛国際映画祭開催事業企画運営業務」

## 公募型プロポーザル実施要領

令和3年度における「愛媛国際映画祭」の開催にあたり、優れた企画力や遂行力を有し、本事業の受託を希望する事業者を次のとおり募集します。

なお、本募集は県及び県内市町の負担金、企業協賛金等を財源として実施するものであり、収入状況並びに愛媛国際映画祭実行委員会による事業計画及び事業予算の承認状況のほか、新型コロナウイルス感染症の影響等に応じ、事業中止や内容変更の可能性がありますのでご注意ください。

### 1 参加資格

本業務に係る公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の参加資格は、次の要件を満たす事業者等とします。

#### (1) 単独で参加しようとする者

- ① 愛媛県内に事業所（本社、支社、営業所等）を有すること。ただし、支社、営業所にあつては、参加申込書の提出期限において1年以上の営業実績を有していること。
- ② 令和2～4年度愛媛県競争入札参加資格者一覧に登録されていること（若しくは企画提案書の提出までに登録が予定されていること）。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ④ 参加申込書の提出期限の日から業務予定者選定までの間に、愛媛県知事の行う入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ⑥ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てをしている者でないこと。
- ⑦ 企画提案書の提出期限の日前6月間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと。
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者に該当しないこと。

(2) 共同企業体で参加しようとする者

いずれかの構成員を代表者とする事。

なお、代表者及び構成員は、他の共同企業体に参加し、又は単独で参加することはできません。

① 代表者は、前記(1)の要件を全て満たしていること。

② 構成員は、前記(1)の③から⑧の要件を全て満たしていること。

## 2 業務概要

(1) 業 務 名 令和3年度愛媛国際映画祭開催事業企画運営業務

(2) 業 務 内 容 別添「令和3年度愛媛国際映画祭開催事業企画運営業務委託仕様書」(以下「委託仕様書」という。)のとおり

(3) 委 託 上 限 額 40,700,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

(4) 業務委託期間 契約締結の日から令和4年2月28日(月)まで

## 3 プロポーザル実施に係るスケジュール

(1) 実施要領等の公開

令和3年4月6日(火)

(2) 参加申込書及び質問書の提出期限

令和3年4月12日(月)17時(必着)

(3) 説明会の開催

令和3年4月14日(水)午前10時30分～11時30分 県庁第2別館5階第7会議室

(4) 企画提案書の受付

令和3年4月15日(木)～4月26日(月)17時(必着・郵送の場合を含む)

(5) 参加資格の確認結果・プロポーザル審査会のプレゼンテーション開始時間の通知

令和3年4月27日(火)

(6) プロポーザル審査会

令和3年4月28日(水) ※詳細については、別途参加者に通知します。

## 4 参加方法

(1) 参加申込書の提出

参加しようとする事業者は、次により参加申込書等を提出してください。

①提出期限 令和3年4月12日(月) 17時(必着)

②提出物 参加申込書(様式1-1又は様式1-2)、会社概要(様式2)

③提出方法 FAX又は電子メール

④参加辞退 参加申込書の提出後、参加を辞退する場合は、辞退届(様式任意)を提出してください。

## (2) 説明会の開催

プロポーザルの実施にあたり、次により委託業務の内容や手続き等に関する説明会を開催します。

なお、説明会に参加しない場合でも、プロポーザルに参加できるものとします。

①日 時 令和3年4月14日(水) 午前10時30分～11時30分

②場 所 県庁第2別館5階 第7会議室

③配付資料(資料は、ホームページからダウンロードできます。)

ア 実施要領(本書)

イ 委託仕様書

ウ 企画提案書作成要領

エ 審査基準

オ 企画提案書様式(指定様式第1号～第6号)

④備 考 会場の都合上、1社又は1共同企業体につき3名までとし、上記(1)に示す参加申込書により、説明会参加者についても報告してください。

## (3) 質問及び回答

質問がある場合は、上記(1)に示す参加申込書の提出期限までに同様の方法で「質問書」(様式3)を提出してください。提出いただいた質問には、説明会の際に回答(説明会欠席の場合は説明会後に電子メールで回答)します。

## (4) 企画提案書の作成

企画提案書は、別添「委託仕様書」及び「企画提案書作成要領」を熟読のうえ作成し、1者1提案のみとしてください。

## (5) 企画提案書の提出

企画提案書は、次のとおり提出してください。

①提出期限 令和3年4月26日(月) 17時(必着・郵送の場合を含む。)

②提出物 企画提案書(正本1部、副本7部)

③提出方法 持参(勤務時間内とし、土・日、祝日を除く。)又は郵送(書留等)してください。

なお、郵送による提出の場合、発送後であっても未着の場合は、期間内の提出がなかったものとみなします。

## (6) 企画提案書の取扱い

①愛媛国際映画祭実行委員会事務局において、提案者から提出のあった企画提案書に不備等がないか確認を行い、不備等があった場合は補正を求めることがあります。

②補正を求めた企画提案書の提出期限は当初と同じものとし、提出期限までに提出がない場合は辞退したものとみなします。

- ③提出期限後において、提出書類の変更、差し替え、再提出は認めません（審査に影響を与えない軽微なものを除く）。
- ④提出期限後は理由を問わず提案書類を返却いたしません。
- ⑤提出書類は、審査に必要な範囲において複製を作成することがあります。
- ⑥提案を取り下げる場合は、取下げ願（様式4）を提出してください。また、提出期限後から業務予定者選定までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合にも、取下げ願を提出するものとします。  
なお、取下げ願の提出があった場合でも、提出された企画提案書は返却いたしません。
- ⑦提出期限までに企画提案書を提出しない者は、辞退したものとみなします。

#### (7) 企画提案の無効

次に該当する場合は企画提案書の提出を無効としますのでご注意ください。

- ・民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案
- ・誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- ・その他、企画提案に関する条件に違反した提案

## 5 選考

### (1) 選考方法

- ①別添「令和3年度愛媛国際映画祭開催事業企画運営業務に関する企画提案公募（プロポーザル）審査基準」に基づき審査を行い、業務予定者を選定します。
- ②審査は、別途設置する選定委員会において行います。
- ③審査は、書面及びプレゼンテーションによる審査とします。
- ④審査結果によっては、いずれの参加者も業務予定者に選定しないことがあります。

### (2) プロポーザル審査会

- ①日 時 令和3年4月28日（水） 午後（予定）
- ②場 所 県庁内会議室等 ※詳細については、別途参加者に通知します。
- ③実施方法
  - ア プレゼンテーションは25分以内とします。
  - イ プレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑に回答してください。
  - ウ 各参加者のプレゼンテーションの順番は、上記4の（1）参加申込書の受付順とします。

#### ④注意事項

- ア 説明は提出期限までに提出した企画提案書により行うものとし、プレゼンテーションソフトを用いたプレゼンテーションを行う場合は、スライ

ドを印刷した資料を審査会当日までに8部提出してください。

- イ パソコン・プロジェクターを使用する場合は愛媛国際映画祭実行委員会事務局にて用意します。
- ウ 審査に当たっては、次の期間内に個別に提案内容の確認を行うことがあります。
  - (ア) 期間 プロポーザル審査会の前日まで
  - (イ) 方法 参加申込書に記載された連絡先に電話又は電子メールで行います。
- エ 指定時間に遅れた場合又はプレゼンテーションを行わなかった場合は、審査対象となりません。
- オ プレゼンテーション開始時間は、参加資格の確認結果等と合わせ、参加申込書に記載された連絡先へ4月27日(火)に電子メールで通知します。通知受領の返信と合わせ、審査会への出席者を報告してください。
- カ 企画提案が5件以上の際は、事前書類審査を行う場合があります、この書類審査で選考外となった場合には上記オと同様の方法により通知します。
- キ 審査会は非公開とします。

### (3) 審査方法

- ① 選定委員会は、プレゼンテーションや質疑応答を踏まえ、企画提案書を採点します。
- ② 選定委員会は、審査会に出席した審査委員による一位評価の過半数方式により業務予定者を選定します。
- ③ 提案者が1者のみの場合、審査の結果において審査得点が総得点の6割以上である場合に業務予定者として選定します。6割に満たない場合又は提案者がいない場合には、再度公募を実施します。

### (4) 審査結果

参加者全員に審査結果を文書で通知します。(5月上旬(予定))  
なお、審査内容に係る質問や異議は、一切受け付けいたしません。

## 6 契約

### (1) 契約締結の協議

選定された業務予定者と、提出いただいた企画提案を基に業務について協議を行い、契約時の仕様書を作成します。したがって、協議の過程で提案内容の一部変更がある場合があることをご了知ください。

なお、協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うものとします。

### (2) 契約の締結

協議のうえ決定した仕様書に基づき、業務予定者から見積書を提出いただき、

予定価格の範囲内であることを確認し契約書を締結することとなります。(契約保証金は愛媛県会計規則第 152 条から第 154 条までの規定に準じて取扱います。)

## 7 公正な企画提案の確保

- (1)参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはなりません。
- (2)参加者は、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行わず、独自に企画提案書等を作成してください。
- (3)参加者は、業務予定者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示しないでください。
- (4)参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案に参加させず、又は企画提案の執行を延期し、若しくは取りやめることがあります。

## 8 その他

- (1)提出された参加申込書及び企画提案書は、業務予定者の選定以外の目的で使用しません。
- (2)企画提案書の作成及び提出等プロポーザル参加に要する経費は、全て参加者の負担とします。
- (3)プロポーザル及び契約の手続並びに委託業務の実施において、使用する言語は日本語、使用する通貨は円とします。
- (4)参加者の企画提案書の著作権は参加者に帰属し、業務予定者の企画提案書の著作権は、委託契約締結時点で愛媛国際映画祭実行委員会に帰属するものとします。
- (5)企画提案書に特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている内容を含む場合、当該権利の使用に係る調整は参加者が行うとともに、その使用に係る経費は委託料に計上してください。
- (6)委託業務における制作物の著作権は愛媛国際映画祭実行委員会に帰属するものとします。委託契約期間終了後、愛媛国際映画祭実行委員会が制作物を使用するに当たり制限がある場合には、企画提案書にその旨明記してください。
- (7)企画提案書の提出をもって、参加者が実施要領の記載内容に同意したものとみなします。

### 【問い合わせ先・提出先】

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛国際映画祭実行委員会（愛媛県観光スポーツ文化局文化振興課内）

電話 089-947-5581 F A X 089-913-2617

E-mail bunkashinko@pref. ehime. lg. jp

令和3年度愛媛国際映画祭開催事業企画運営業務  
公募型プロポーザル 処理手順

